

鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱（平成31年4月25日付第201900022793号鳥取県農林水産部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成31年4月25日付第201900022793号 一部改正 令和3年4月14日付第202100017871号 <u>一部改正 令和5年3月30日付第202200320400号</u> 鳥取県農林水産部長通知</p> <p>第1条～第7条 [略]</p> <p>(実績報告の時期等)</p> <p>第8条 1～3 [略]</p> <p>4 <u>補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、</u>実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合に<u>おいては、確定次第速やかに、様式第4号により地方事務所の長に報告を行うこととする。なお、</u>その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、<u>地方事務所の長</u>の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 [略]</p>	<p>鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成31年4月25日付第201900022793号 一部改正 令和3年4月14日付第202100017871号 鳥取県農林水産部長通知</p> <p>第1条～第7条 [略]</p> <p>(実績報告の時期等)</p> <p>第8条 1～3 [略]</p> <p>4 <u>補助事業者は、</u>実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合に<u>おいて、</u>その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、<u>様式第4号により速やかに知事に報告し、知事</u>の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 [略]</p>																																				
<p>別表（第4条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">1 補助事業</th> <th style="width: 16.6%;">2 事業実施主体</th> <th style="width: 25%;">3 補助対象経費</th> <th style="width: 16.6%;">4 補助率</th> <th style="width: 16.6%;">5 上限額等</th> <th style="width: 16.6%;">6 重要な変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 人材育成支援事業</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td>ア [略] イ [略] <u>ウ 木材加工技術の向上を目的に、外部有識者等による定期的な指導を受けるのに要する経費（講師謝金、旅費）</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td>ア [略] イ [略] <u>ウ 上限60万円</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 資格習得支援事業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額等	6 重要な変更	(1) 人材育成支援事業	[略]	ア [略] イ [略] <u>ウ 木材加工技術の向上を目的に、外部有識者等による定期的な指導を受けるのに要する経費（講師謝金、旅費）</u>	[略]	ア [略] イ [略] <u>ウ 上限60万円</u>	[略]	(2) 資格習得支援事業		[略]		[略]		<p>別表（第4条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">1 補助事業</th> <th style="width: 16.6%;">2 事業実施主体</th> <th style="width: 25%;">3 補助対象経費</th> <th style="width: 16.6%;">4 補助率</th> <th style="width: 16.6%;">5 上限額等</th> <th style="width: 16.6%;">6 重要な変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 人材育成支援事業</td> <td style="text-align: center;">木材産業事業体</td> <td>ア [略] イ [略] <u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 資格習得支援事業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額等	6 重要な変更	(1) 人材育成支援事業	木材産業事業体	ア [略] イ [略] <u>(新設)</u>	[略]		[略]	(2) 資格習得支援事業		[略]			
1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額等	6 重要な変更																																
(1) 人材育成支援事業	[略]	ア [略] イ [略] <u>ウ 木材加工技術の向上を目的に、外部有識者等による定期的な指導を受けるのに要する経費（講師謝金、旅費）</u>	[略]	ア [略] イ [略] <u>ウ 上限60万円</u>	[略]																																
(2) 資格習得支援事業		[略]		[略]																																	
1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額等	6 重要な変更																																
(1) 人材育成支援事業	木材産業事業体	ア [略] イ [略] <u>(新設)</u>	[略]		[略]																																
(2) 資格習得支援事業		[略]																																			
<p>様式第1号（第5条、第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">年度鳥取県木材産業人材育成推進事業計画（報告）書</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業計画（実績）</p>	<p>様式第1号（第5条、第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">年度鳥取県木材産業人材育成推進事業計画（報告）書</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業計画（実績）</p>																																				

(1) [略]
 (2) 事業計画（実績）表
 ア～イ [略]

ウ 人材育成支援事業（外部有識者等による個別指導）

研修の内容	事業費	補助金額	負担区分		備考
			県補助金	その他	
	円	円	円	円	
計					

(注) 備考欄に経費の内訳（講師謝金、旅費）を記入すること。

エ 資格習得支援事業

[略]

3～4 [略]

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

(注) 該当するものを丸で囲むこと。

6 [略]

様式第1号-1

年度鳥取県木材産業人材育成推進事業実施状況

1～2 [略]

3 人材育成支援事業（外部有識者等による個別指導）

指導の内容	講師 (所属・氏名)	指導日	指導場所	備考

4 資格取得支援事業

[略]

(添付書類)

1 人材育成支援事業（研修の企画実施）を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。

(1) 研修の概要がわかる資料

(1) [略]
 (2) 事業計画（実績）表
 ア～イ [略]

(新設)

ウ 資格習得支援事業

[略]

3～4 [略]

5 消費税の取扱い（一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者）

(注) 該当するものを丸で囲むこと。

6 [略]

様式第1号-1

年度鳥取県木材産業人材育成推進事業実施状況

1～2 [略]

(新設)

3 資格取得支援事業

[略]

(添付書類)

1 人材育成支援事業（研修の企画実施）を実施した者については、研修の概要がわかる資料を添付すること。

2 人材育成支援事業（外部研修の受講）を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。

(2) 請求書、領収書等の金額が分かる証票書類の写し
 2 人材育成支援事業（外部研修の受講）を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
 (1) 受講申込書の写し又は受講票の写し
 (2) 受講料振込の写し又は受講料領収書の写し
 3 人材育成支援事業（外部有識者等による個別指導）を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
(1) 指導による成果、今後の課題等をまとめた資料（任意様式）
(2) 請求書、領収書等の金額が分かる証票書類の写し
 4 資格取得支援事業を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
 (1) 受講、受験申込書の写し又は受講、受験票の写し
 (2) 受講、受験料振込の写し又は、受講、受験料領収書の写し
 (3) 新規取得した免許証等の写し

(1) 受講申込書の写し又は受講票の写し
 (2) 受講料振込の写し又は受講料領収書の写し
(新設)
 3 資格取得支援事業を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
 (1) 受講、受験申込書の写し又は受講、受験票の写し
 (2) 受講、受験料振込の写し又は、受講、受験料領収書の写し
 (3) 新規取得した免許証等の写し

<p>様式第4号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者</p> <p style="text-align: center;">年度鳥取県木材産業人材育成推進事業仕入控除税額確定報告書</p> <p>年 月 日付第 号により交付決定のあった 年鳥取県木材産業人材育成推進事業について鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;"><u>交付された補助金等の額の確定額</u> (年 月 日付第 号による通知額)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u></td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額</u></td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）</u></td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>添付資料</u> (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	<u>交付された補助金等の額の確定額</u> (年 月 日付第 号による通知額)	金	円	2	<u>消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u>	金	円	3	<u>補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額</u>	金	円	4	<u>補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）</u>	金	円	5	<u>添付資料</u> (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）			<p>様式第4号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者</p> <p style="text-align: center;">年度鳥取県木材産業人材育成推進事業仕入控除税額確定報告書</p> <p>年 月 日付第 号により交付決定のあった 年鳥取県木材産業人材育成推進事業について鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;"><u>補助金の確定額</u> (年 月 日付第 号による通知額)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>上記に係る補助対象経費の額</u></td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）</u></td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>補助金返還相当額（4－3）×（1÷2）</u></td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p><u>(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。</u></p>	1	<u>補助金の確定額</u> (年 月 日付第 号による通知額)	金	円	2	<u>上記に係る補助対象経費の額</u>	金	円	3	<u>実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）</u>	金	円	4	消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額	金	円	5	<u>補助金返還相当額（4－3）×（1÷2）</u>	金	円
1	<u>交付された補助金等の額の確定額</u> (年 月 日付第 号による通知額)	金	円																																						
2	<u>消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u>	金	円																																						
3	<u>補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額</u>	金	円																																						
4	<u>補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）</u>	金	円																																						
5	<u>添付資料</u> (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）																																								
1	<u>補助金の確定額</u> (年 月 日付第 号による通知額)	金	円																																						
2	<u>上記に係る補助対象経費の額</u>	金	円																																						
3	<u>実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）</u>	金	円																																						
4	消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額	金	円																																						
5	<u>補助金返還相当額（4－3）×（1÷2）</u>	金	円																																						

附則
 この改正は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度の事業から適用する。